

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：田野町棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

（1）東大野の棚田

2 指定棚田地域振興活動の目標 ※下記【 】内は現在値

（1）棚田等の保全

①耕作放棄の防止・削減

- ・令和 11 年度まで新たな耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。
- ・棚田の法面の点検を毎年 3 回以上行う。【2 回】

②担い手の確保

- ・東大野集落営農組織との連携により、棚田地域の保全（農地・道路・水路の管理）に取り組む人数を 30 人以上確保する。【20 人】

③生産性・付加価値の向上

東大野集落営農組織との連携により、W C S の作付けを推進し、生産性の向上を図るとともに、共同利用面積を 1 ヘクタール以上増加させる。

【6 ヘクタール】

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持、発揮

①自然環境の保全・活用

- ・令和 11 年度まで町内の幼稚園や小学校の児童たちが農作業体験できるイベントを年 1 回以上実施し、30 名以上の参加を目指す。【20】

②伝統文化の継承

- ・町登録無形文化財に指定されている「大野盆踊り」など、地域文化の継承を図る。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田を観光資源とした地域振興

- ・農村交流イベントを年 1 回以上開催し、30 人の来訪者を誘客する。【20】

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月 3 1 日

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

①棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用しながら、棚田の耕作放棄発生を防止する。

○担い手の確保

- ・東大野集落営農組織と連携し、棚田地域における保全活動等の担い手の確保、育成を図る。

○生産性・付加価値の向上

- ・東大野集落営農組織と連携し、共同利用面積の増加に取り組みながら、生産性の向上に繋がる作物の耕作を行う。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持、発揮

○自然環境の保全・活用

- ・子どもたちが農業の大切さを学ぶため、作付や収穫などを体験する事業を実施する。

○伝統文化の継承

- ・毎年夏に催される「大野盆踊り」により、伝統文化の継承を図る。

③棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・農作業等の体験イベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図るとともに、町外住民との交流により、移住定住へ向けた取組を行う。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

田野町棚田地域振興協議会は、田野町、東大野営農組織、集落活動センター大野台地、大野地区長、地域住民で構成。

参加者の氏名については別紙のとおり。

（別紙）指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名